



地域の安心安全のために、組織的に対応していきたい

野原泰弘さん
(行田市シルバー人材センター副理事長)

市と「空き家の適正管理に関する協定」を締結しましたが、主な内容は、空き家の所有者からの依頼に基づいて建物や敷地内の様子を報告すること。それと希望があれば、建物の修繕や草木の手入れなどをを行います。そのために、私たちはチェックシートを活用したり、写真で記録を残したりしながら状況を正確に把握しています。

空き家の所有者は、遠隔地にいるケースも多いと聞きます。自分たちで管理するとすると、膨大な手間と時間がかかります。そういった方の負担を少しでも減らし、なおかつ地域が安心して暮らしていけるように組織的に対応していきたいです。

自分たちの地域は自分たちで守るとい



阿久津彰男さん
(行田市自治会連合会会長)

市と締結した「空き家情報の連絡に関する協定」に基づき、防犯活動などで地域を巡回するときに空き家情報の収集に努め、適宜報告しています。空き家かどうかは「洗濯物がしばらく干されていない」「樹木の手入れが行き届いていない」といった物理的なことや、住民から聴取した情報などを基に判断しています。

自治会連合会としての空き家対策は、まだ始まったばかりです。「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識で行政と連携を密にして、積極的に行動していこうと考えています。

空き家解体費用の補助までの流れ



・市から、条例に基づく助言または指導を受けたもの
 ・当該老朽空き家および同一敷地内の他の建築物およびその敷地が、1年以上使用されて

固定資産税情報に基づき所有者などの調査を実施
 空家法の施行により、空家等の所有者を調査する場合に、固

老朽空き家等を解体する場合の費用を補助
 10月1日から事前相談の受け付けを開始します。補助金額は、解体費用の2分の1以内で上限は50万円です(解体費用については、床面積に関する上限基準があります)。なお、補助対象となる老朽空き家等の要件は次のとおりです。

・市が定める基準に基づき危険と判断されたもの
 ・市が定める基準に基づき危険と判断されたもの
 ・補助を受けるためには、手続きが必要で、次の「空き家解体費用の補助までの流れ」を参照の上、開発指導課に申請してください。

今後の取り組み

いないもの
 ・所有権以外の権利が設定されていないもの

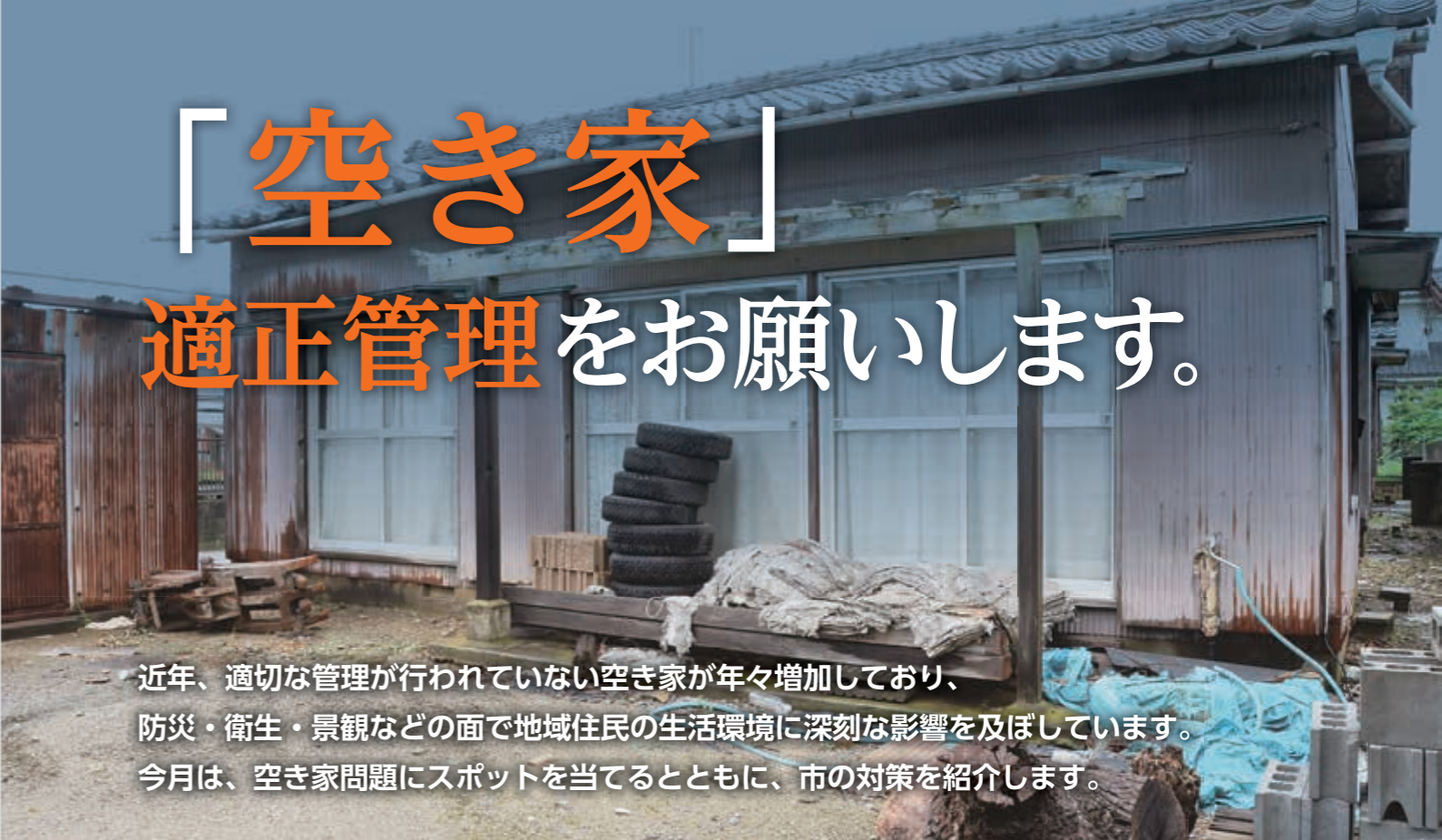
空家等に関する問題は、複数の問題を含んでいることが多いため、関連する市条例などを連携させ指導を行います。また、周辺環境への影響を総合的に判断し、空家法に基づく措置を行います。

関連市条例

- ・行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例：空き家等の老朽化の観点
- ・行田市あき地の環境保全に関する条例：雑草などの環境の観点
- ・行田市防犯のまちづくり推進条例：不審者などの防犯の観点
- ・行田市火災予防条例：火災予防の観点

空家法および市の関連条例の両輪で空き家等を適正指導

定資産税の情報が活用できるとなりました。これにより、これまで所在不明などで文書指導が困難であった物件に対して指導が可能となります。



「空き家」 適正管理をお願いします。

近年、適切な管理が行われていない空き家が年々増加しており、防災・衛生・景観などの面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。今月は、空き家問題にスポットを当てるとともに、市の対策を紹介します。

空家等対策の推進に関する特別措置法が施行

820万。この数字は、平成25年度に総務省が実施した住宅・土地統計調査による全国の空き家の戸数です。市内には約4千370戸の空き家が存在します。

倒壊による被害や汚水の流出による衛生上の影響、さらには不法侵入の危険性など、周辺に悪影響をもたらす空き家は、今後も増える予想されています。そこで、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、さらには空き家等の活用を促進させるため、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」)が施行されました。この法律により、市の職員が空家等の所在および所有者を把握するための調査や、空家等と認められる場所に立ち入って調査することが可能になったのです。また、特定空家等※の所有者に対して、解体、修繕、立木竹の伐採などの助言や指導を行い、それに従わない場合は必要な措置を取るよう勧告することがで

きます。そして、勧告でも改善が見られない場合は、行政代執行法による強制執行が可能になりました。さらに、空家法に基づく措置で特定空家等と判断され、勧告を受けた場合は、固定資産税の軽減措置から除外されます。

今後は、この法律が施行されたことで、空き家の所有者には早急な対応が求められます。

これまでの行田市の空き家対策

市では、空き家問題が話題になる前から、対策を進めてきました。平成25年11月から平成26年7月にかけて、地域防犯推進委員の協力の下、老朽空き家等に関する実態調査を実施。その結果、81件の老朽空き家を把握し、文書による適正管理の指導を行いました。

また、空き家等が危険な状態とならないよう助言するとともに、危険な状態となった場合には適正管理を行うよう、助言・指導・勧告・命令を行う「行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例」を平成26年6月27日に施行しました。さらには、平成27年2月17日に、空き家に関する協定を行田市自治会連合会および公益社団法人行田市シルバー人材センターと締結したことで、地域ぐるみで空き家対策に力を入れることが可能になりました。

用語解説

特定空家等とは…倒壊など著しく保安上危険となる恐れのある状態、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家等をいいます。